

日吉津村特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日吉津村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における特定建設工事共同企業体（確実かつ円滑な施行を図ることを目的として建設工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）を建設工事の入札に参加させる場合の取扱いの基準について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 特定建設工事共同企業体はその入札に参加させることができる建設工事は、次に掲げるもので村長が必要と認めるものとする。

- (1) 設計金額が2億円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が2億円以上の建築一式工事、電気工事及び管工事
- (3) 特許工法、特殊工法等の高度な技術を有する建設工事

2 前項各号に掲げるもののほか、村長が特定建設工事共同企業体を参加させることが適当であると認める建設工事については、当該建設工事の入札に特定建設工事共同企業体を参加させることができる。

(構成員の要件)

第3条 特定建設工事共同企業体は、2社、3社又は4社の組合せとし、当該共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 構成員は、日吉津村の入札参加資格名簿に登録された有資格者であること。ただし、一般競争入札に付す場合は、この限りではない。
- (2) 県内業者を構成員とするときは、A等級又はB等級に格付けされた者であること。ただし、格付等級のない業種に係る建設工事については、この限りではない。
- (3) 構成員は、当該工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の建設工事の施工実績を有する者であること。
- (4) 構成員は、発注工事に対応する法の許可業種の係る許可を有した後、5年以上の営業年数を有していること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工を確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であっても、これを同等に取り扱うことができる。
- (5) 発注工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の出資比率)

第4条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員数が2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上、4社の場合にあっては

ては10パーセント以上とする。

(代表者)

第5条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力及び出資比率が最大の構成員とする。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札参加資格審査の手続き等)

第7条 特定建設工事共同企業体として、村が発注する工事等に係る競争入札に参加しようとするときは、あらかじめ特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けなければならない。

2 前項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)に特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)その他申請に必要な書類を添えて、村長に提出するものとする。

3 前項の申請及び特定建設工事共同企業体の協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

(資格審査)

第8条 前条第2項の指定により申請があったときは、村長は速やかに当該申請の審査を行うものとする。特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、前条第1項の申請に基づき行うものとする。

(規定外事項)

第9条 この基準に定めのない事項及びこの基準によることが適当でない事項の取扱いについては、その都度、村長が定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

日吉津村長 様

申請者 住 所
共同企業体の名称

代表構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

今般、日吉津村の発注に係る建設工事の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 本村発注に係る建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、建設工事
共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所をに置く。

（成立の時期及び解散の時刻）

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員に出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請け企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員

に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認が無ければ、当企業体が第 1 条に規定する工事を完成の日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなく

なった場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した場合においても、第1条に規定する工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他社は、上記のとおり共同企業体協定書を締結したのでその証拠としてこの協定書を通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名